

公開用

資料②
関西電力（株）

2020.2.27

設置許可添付書類十一（高浜 津波警報が発表されない海底地すべり津波に対する対応）
記載の考え方

前回の面談において、原子力規制庁から、設置許可添付書類十一の記載内容は「発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請に係るガイド」の2.（6）4）に示すとおり「設置許可申請に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績及びその後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等を説明した書類」である旨の説明があったことから、一例として、関西電力（株）高浜発電所で申請中の「津波警報が発表されない海底地すべり津波に対する対応」について記載を検討した。

実施した設計活動に係る品質管理の実績及びその後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等は、当該工事においても従前の品質管理の方法と同じであることから、前回まで協議された設置許可添付十一案の記載を基本としつつ、既工認に示されたプロセスの記載内容を踏襲し整理した。

実績については、従前の品質管理の方法が実施され、一連の活動が今後も同様に継続されることから、現在の品質管理の方法を記載することで良いとした。